



概要版

第4次

小金井市

食育推進計画

(令和4年度～令和8年度)

小金井らしい食生活のある ひとつくり まちづくり
～ Koganei-Style の地域展開 ～

小金井市





I. 食育とは

平成17年、「食育基本法」（平成17年法律第63号）が制定されました。「食育基本法」の中では、「食育」を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けています。

国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等の問題が生じ、その解決のためには国民自ら取り組み、国民が主体となった、国民的広がりを持った食育が進められることが期待されています。本市においても、「食育」を総合かつ計画的に推進していきます。



II. 計画の位置づけ

小金井市では、食育基本法18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として平成20年6月に平成22年度までを計画期間とする小金井市食育推進計画を策定しました。その後第3次小金井市食育推進計画より計画期間を5年間とし、食育を総合的かつ計画的に推進するための施策に取り組んできました。令和3年度末で計画が終了することに伴い、これまでの施策の成果や小金井市の食育に関する現状等に基づき、さらに食育を進めるために本計画を策定しました。

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間の市政の方向性を定めた第5次基本構想や、その実現のための前期基本計画、保健福祉総合計画（平成24年3月策定）、その他の関連計画等とも整合を図るものとします。



III. 計画期間

本計画は令和4年度から令和8年度までの5年間を計画年度とします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小金井市食育推進基本条例 (平成25年3月交付)													
小金井市食育推進計画 (平成25～平成28年度)				第3次小金井市食育推進計画 (平成29～令和3年度)				第4次小金井市食育推進計画 (令和4～令和8年度)					



IV. 小金井市の食育への取組

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとし、小金井らしい食生活のあるひとづくり・まちづくりを、“Koganei-Style”として地域に展開しています。



参考

小金井らしい食生活とは？

～「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに小金井らしさを～

地場を中心とした新鮮な野菜を楽しみ、低農薬等、良質な野菜にこだわる。

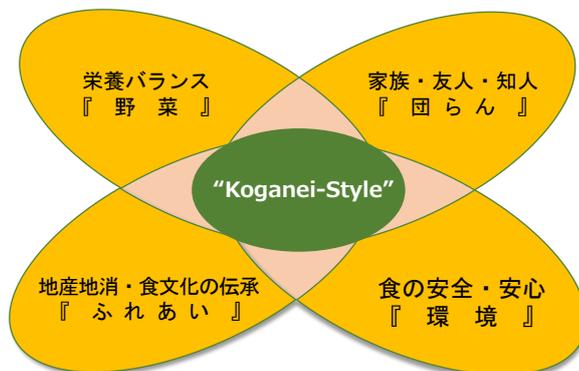
- 庭先直売所等で新鮮な朝採れ野菜を買い、旬の味を楽しむ。
- コンビニエンスストアやファミリーレストラン等を利用する時にも、全体の食のバランスを忘れない。

家の人や友人・知人との団らんと大切にした食事をする。

- 朝夕のせめてどちらかは、家で食卓を囲む。
- 家の人や親しい友人・知人と、食事を共にし、ながら食事をやめて楽しく語らう時間を大切にする。

地域のふれあいを大切に、環境に優しい食生活を実践する。

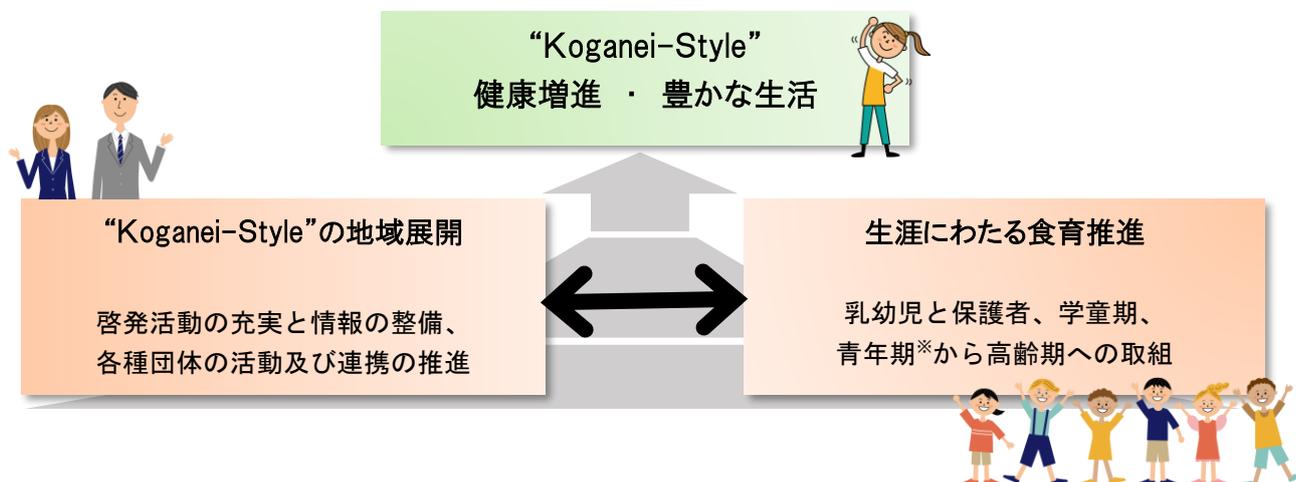
- ボランティアやサークル活動等、食を通じて地域の人と人がふれあう。
- 地産地消や環境に配慮した料理等、個々人ができる範囲で工夫する。



V. 食育推進の基本的な考え方

本計画では「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、地域に展開しようとするものです。

食育は様々な分野に関わり、様々な主体によって進められるものであるため、戦略的に推進していくことが必要です。このため、全市民を対象とする情報提供・啓発等の整備、生涯にわたるライフステージに応じた基本的施策の充実、地域における各主体の連携強化を図っていきます。



※この計画における青年期とは、13歳から20歳代前半を指します。

VI. 施策の体系



(1) “Koganei-Style”の地域展開

① 啓発活動の充実

- 1.食育月間・食育の日の取組
- 2.小金井らしい食生活の推進
- 3.農業祭等での啓発活動
- 4.資源循環（エコベジタブル）教室の推進
- 5.夏休み生ごみ投入リサイクル事業
- 6.食品リサイクル堆肥
- 7.フードドライブ
- 8.食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度
- 9.食品ロス削減月間の取組



② 情報の整備

- 1.食育市民アンケート調査
- 2～3.食育ホームページ
- 4.地場野菜等の情報提供



③ 各種団体等の食育推進活動に対する促進策

- 1.食育ホームページの活用
- 2.食育関連の人材の活用
- 3.親子農業体験の促進
- 4.学童収穫体験の促進
- 5.地場野菜等の販売促進
- 6.料理講習会
- 7.新たな特産物の普及促進
- 8.生産者との交流促進
- 9.野菜収穫体験
- 10.保育園出張講座



(2)生涯にわたる食育推進

① 乳幼児と保護者の食育推進

ア 保健センター

1. マタニティクッキング
2. 両親学級
3. 離乳食教室
4. 乳幼児食育メール
5. こどもクッキング
6. 乳幼児保健相談
7. 栄養個別相談
8. エンジェル教室



イ 保育所・幼稚園等

1. 年間食育計画をもとにした食育
2. 収穫体験
3. 給食だより
4. クッキング保育
5. 食物アレルギー等の個別相談
6. 栄養士による出前講座
7. 生産者・食材納品業者等との交流
8. 地域向け食育活動
9. 地域連携の推進
10. 家庭と協働した食育支援

ウ 児童館

1. 子育て相談会
2. 乳幼児食事会



② 学童期の食育推進

ア 小学校

1. 学校における食育の推進と情報発信
2. 給食を通じた食育
3. 地域と交流した食育活動
4. 家庭と協働した食育支援
5. 栄養講習会（親子クッキング教室）

イ 学童保育所・児童館

1. 食育指導（学童保育所）
2. 料理教室（児童館）

③ 青年期から高齢期の食育推進

ア 青年期の食育推進

1. 学校における食育の推進と情報発信
2. 給食を通じた食育
3. 地域と交流した食育活動
4. 家庭と協働した食育支援
5. ミニパンフレットによる情報発信



イ 成人・高齢者の食育推進

1. 栄養個別相談
2. 栄養講習会
3. 健康づくりフォローアップ指導教室
4. 特定保健指導
5. 成人学校
6. 成人学校「菜園教室」
7. 6024・8020運動の推進
8. 配食サービス
9. ミニパンフレットによる情報発信



Ⅶ. 関係者の役割

食育を小金井市全体で推進していくためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが重要です。

① 市の責務

- ・食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。
- ・農業関係者と連携し、学校給食等で積極的に小金井産野菜等が利用されるように推進するよう努める。
- ・食育に関する施策の情報の収集と発信、啓発に努める。
- ・食育の推進に当たっては、国、東京都及び他の地方公共団体との連携に努める。

② 市民

- ・食に関する知識及び適切な判断力を養い、望ましい食生活を実践するよう努める。
- ・生涯にわたり、家庭、地域等の団らん・ふれあいの場を通し、健康的で心豊かな食生活の実現に自ら努める。
- ・食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、楽しく食事をするような環境づくりに努める。

③ 教育関係者

- ・国及び東京都で定める指導の方針を踏まえ、子どもが食に関する理解を深められるよう努める。
- ・教育と食育のつながりを大切にして、食の安全、栄養及び健康の増進の理解が深められるよう努める。
- ・教育に関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、関係機関と連携し、情報の共有化を図る。
- ・市及び農業関係者と連携し、学校給食等に、小金井産野菜等が利用されるよう努める。
- ・地域と連携を図り、食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努める。
- ・科学知識、技術及び情報をいかし、基本理念の実現に協力するよう努める。

④ 福祉関係者等

- ・関係機関と連携し、食育の推進に努め、かつ、その知識と経験を積極的に市民に示し、市民の健康に資するよう努める。
- ・医療関係者等との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努める。

⑤ 医療関係者等

- ・関係機関との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努める。
- ・市民への生命及び生活の質の向上を図るための知識・経験・技術の情報発信に努める。



⑥ 農業関係者

- ・食育推進のため農地の適正利用に努めるとともに、農地を次世代へ継承するよう努める。
- ・市民が地産地消を継続的にできるように農産物の生産力の向上に努める。
- ・安心安全な農産物の提供に努める。
- ・行政と連携し、市民の農業体験の機会を作るために積極的に努める。
- ・食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努める。
- ・関係機関と連携し、小金井産野菜等を積極的に学校給食等へ供給するよう努める。
- ・J A及び農業委員会は農業者や関係団体の食育推進に積極的に協力するよう努める。

⑦ 食品関連事業者等

- ・健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、積極的に食育の推進に努める。
- ・市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努める。
- ・安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努める。

小金井市食育ホームページ



小金井市では、市が委嘱した市民ボランティアによる食育ホームページ編集委員会が食育情報サイト「Koganei-Style」を運営しています。

市内で行われる食に関するイベント情報や、小金井野菜を使った簡単レシピなども紹介しています。ぜひご覧ください。

URL : <http://www.koganei-style.tokyo/>



VIII. 施策の推進体制



学識経験者や公募市民等による委員で構成される食育推進会議によって、本計画の進捗状況の検証や必要な推進策を検討することに加え、食育コーディネータを中心にした関係機関との連携を促進していきます。また、市の関係課が構成する食育推進検討委員会を開催し、円滑な事業実施を推進します。

さらに、本計画に掲げる各事業にあたってSDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつSDGsの理念が実現される社会を目指します。





Ⅹ. 取組の指標

国の食育推進基本計画及び東京都食育推進計画では、取組の指標として数値目標が掲げられています。本計画においては、それらを基本としつつ、また第3次計画で設定した指標の調査・検証を行い、令和8年度までの5年間の新たな指標を設定しました。

	項目	指標	Koganei-Style での位置付け	国	都
1	食育という言葉や意味を知っている	70%(市民)【51.7%】	Koganei-Style 全体	○	○
2	毎日きちんと朝食を食べる	100%(市民)【74.9%】	栄養バランス 『野菜』	○	○
3	家族と一緒に食事をする	小4・中1、中2共に100% (朝・夕いずれかでも。) 【小4 94.9%・中1、中2 78.6%】	家族・友人・知人 『団らん』	○	○
4	バランスのとれた食事をする	小4・中1、中2共に60%以上 改善意欲のある市民60%以上 【小学生43.6% 中学生37.7%】 【改善意欲のある市民 49.3%】	栄養バランス 『野菜』	○	○
5	野菜は一日350g摂取を 目標とする	野菜を一日350g食べる市民 50%以上	栄養バランス 『野菜』	○	○
6	食生活に地産地消を取り 入れる	地場野菜を食材に利用する市民 80%以上【51.7%】	地産地消・食文化 の伝承『ふれあい』	○	○
7	食品ロスの軽減	食品ロス軽減のために行動している市民 80%以上【一般市民 52.1%】	食の安全・安心 『環境』	○	△

○ 目標を掲げている △ 似たような項目で目標を掲げている 【 】内は現状値

発行年月日 : 令和4年3月

問合せ先 : 小金井市福祉保健部健康課

〒184-0015

東京都小金井市貫井北町五丁目18番18号 小金井市保健センター

TEL : 042-321-1240

FAX : 042-321-6423

食育コーディネータをご活用ください！

食育に関することで

- ・団体や人をつなぎたい
- ・相談したいことがある

詳しくは、健康課まで



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。